商法予備２９－２２　肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．競業避止義務規定に違反した場合に，任務懈怠が推定されるか。

１．問題の所在

Ｂは A 社の取締役である。営業として甲県内によってトラックによる陸上貨物運送を行っている B が，同事業を行っている A 社の取締役会において，取引につき重要な事実を開示することも，その承認をうけることもしなかった。この場合において，当該運送に係る取引によって，A 社に損害がでた。B は，任務を怠ったものと推定されるか。

取締役が，会社と競業取引を行う場合は，取締役会へ開示，承認が必要であるが（３５６条１項１号，３６５条)，違反した場合の取扱いが問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

競業避止義務で違反したときに推定されるのは，損害の額である（４２３条２項)，B が得た利益が A 社の損害と推定される。任務を怠ったとは推定されない（４２３条３項，利益相反の規定３５６条１項２号，３号)。よって，肢は誤り。

肢は誤り。

（２）理由

確かに，取締役 B は，A の利益のため活動すべきである（３３０条，民法６４４条，３５５条)。会社に損害を出したのであれば，取締役 B の責任（４２３条１項）を追求しやすくすべく，任務懈怠を推定すべきとも思える。

しかし，今回の場合は，推定の必要はないと思われる。

すなわち，取締役には，法令遵守の義務がある。取締役会に，競業について，報告，承認を怠っている段階で法令違反がある。任務懈怠については，この事実があれば，十分立証が可能である以上，わざわざ推定を置く必要はないと考えるからである。

そもそも，推定規定は，立証の困難性を回避するための法技術である。必要性がない場合，その方法は，不要である。

実際，競業の場合，立証が困難なのは，損害額である。取引の数が多くなる以上，競業により実際どのくらい会社に損害が出たかを特定することが困難である。

そこで，立証の困難性を回避するために，推定規定をおいている。

なお，利益相反取引の任務懈怠の推定は，形式的に法令違反がないケースが想定される。

形式的に法令違反が確認できない以上，懈怠の立証が困難になる。そのことを想定して推定規定が置かれている。本件とは状況が大きく異なる。

以上